

日本学生支援機構貸与奨学金 概要（学部生）

国の事業である日本学生支援機構貸与奨学金は、採用数が多く、採用されると原則として標準修業年限まで継続して貸与できる安定した奨学金制度です。東海大学でも、多くの在学生在が利用しています。

【どうすれば採用になる？】・・・次の2通りがあります。

① 予約採用

高校在学中に申込み、採用候補者となっている新生が、入学後手続きを行い採用者となります。

② 定期採用

大学入学後、新規募集（4月または9月）に申込み、採用者となります。

また、保護者の死亡・失職・休職・その他の理由で家計急変が生じた場合、年度の途中でも緊急的・応急的に出願することが可能です。→詳細は [P.12](#)

【いつ申し込みができる？】

一次募集：4月中旬～4月下旬

二次募集：9月下旬～10月上旬

【どうやって申し込むのか？】

おもにTIPS上で募集案内を出します。お見逃しがないようご確認ください。

【出願すれば必ず採用となるのか？】

新規に出願する場合、学力基準・家計基準の両方を満たしてはなりません。

□種別・月額・貸与可能な期間について

種別	概要		貸与始期 (いつから)	貸与終期 (いつまで)
第一種奨学金 (無利子)	自宅	2万、3万、4万、5万4千円(※1)	一次募集 …4月から	採用時から 標準修業年限 まで (最大48カ月) ※2
	自宅外	2万、3万、4万、5万、5万4千円(※1) 6万4千円(※1)	二次募集 …10月から	
第二種奨学金 (有利子)	2万円～12万円から選択(1万円単位で選択可能)		一次募集 …4～9月 二次募集 …10～3月	

※1 最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ、利用できます。

※2 成績不振者・素行不良者には「停止」・「廃止」等の措置がとられ、途中で貸与終了場合があります。

□第二種奨学金の利子について

- ・貸与が終了した時より利子が発生します。
- ・利率は上限3.0%となっていますが、貸与終了後に正式な利率が決定されます。
[日本学生支援機構 HP](#) 上でも直近の貸与利率が公開されています。
↑クリックすると日本学生支援機構 HP に移行します
- ・出願時に、「利率の算定方法」(利子のつけ方)を、次のいずれかより選択します。

「利率固定方式」・・・返還開始時に確定した利率が、返還完了まで適用される。
「利率見直し方式」・・・およそ5年毎に適用利率が見直される。



□保証制度について

貸与奨学金は、学生本人が返還不能となった時に備え、保証制度を決めておく必要があります。
保証制度には次の2種類があり、必ずどちらかを選択しなければなりません。

人的保証制度	本人の他に連帯保証人および保証人を設定し、3名体制で返還に臨む制度 ・ 本人が返還不能となった場合、連帯保証人に返還していただきます。 ・ 本人および連帯保証人が返還不能となった場合、保証人に返還していただきます。 ・ 連帯保証人および保証人には、採用後の返還誓約書作成時、また月額変更等の各種異動手続きの際に、提出書類への署名・捺印（実印）と印鑑登録証明書や、収入に関する証明書類を提出していただきます。 連帯保証人、保証人の選任条件は以下のとおりです。 連帯保証人・・・原則、父母のいずれか 保証人・・・以下の条件を満たす、おじ・おば・兄弟・姉妹・いとこなど ① 本人・連帯保証人とは別生計であること ② 父母を除く、4親等以内の成年親族であること（学生不可） ③ 申込時に65歳未満であること ※その他、債務整理（破産手続き）中でないことなども選任条件に含まれます。
機関保証制度	国の定める保証機関に保証を依頼する制度 ・ 本人が返還不能となり、一定期間の督促後、日本学生支援機構の請求に基づき、<u>保証機関が奨学生（返還者）に代わって残額を一括返還します。</u> 保証機関が代位弁済した後は、保証機関より奨学生（返還者）に、その分の返還を請求します（求償権行使）。 ・ 機関保証制度を選択している場合、振込時に貸与月額の4%程度の金額が「保証料」として、保証機関より差し引かれ、残額が振り込まれます。 (例：月額50,000円の場合 → 約2,000円が毎月差し引かれます。) ・ 人的保証と異なり、連帯保証人や保証人を選任する必要はありませんが、有事の際の連絡先として、本人以外の連絡先を1名設定する必要があります。 (特に選任条件はないため、父母のいずれかで結構です。) ・ 機関保証に正式に採用となった後、人的保証に変更することはできません。

【注意！】

・「予約採用」の場合

高校で申込時には、誰を連帯保証人・保証人、または本人以外の連絡先にするかはまだ決まっていません。
大学進学後の「進学届」提出時に正式な届出をすることになっています。
また、「進学届」提出時であれば、保証制度を変更することは可能です。

・「定期採用」の場合

申込時点で制度の選択および人物の届出をしていただきます。

□採用から返還までの大まかな流れ

※「[予約採用](#)」および「[定期採用](#)」の詳細については、該当ページをご確認ください。

採用決定後、1～2か月の間	1, 正式な採用者として決定 I 予約採用 入学後に手続きを行うことで、定期採用より早い期間から採用が決定されます。 II 定期採用 新規出願後、審査を経て、決定されます。 毎月の振込みについて・・・採用が決定した時点から、振込みは始まります。 振込日→毎月11日（土・日・祝日と重なった場合は、その直前の金融機関営業日） （注）4月は21日、5月は16日と、通常の振込日と異なっています。 2, 採用手続き書類の配付（初回振込み後に実施） 正式に採用者となった方に対し、「奨学生証」や「返還誓約書」といった重要書類をお渡しします。配付方法についてはTIPS等で連絡しますので、初回振込後に必ず確認してください。 3, 返還誓約書の提出 「返還誓約書」は大学が定めた期間までに作成し、添付書類と合わせて提出してください。 返還誓約書の提出時に必要な添付書類 ※保証制度によって添付書類が異なります。 <人的保証> ・収入に関する証明書類（連帯保証人） ・印鑑登録証明書（連帯保証人および保証人） <機関保証> ・保証依頼書 *「人的保証」「機関保証」とは？ 詳細はP. 4 【注意】提出を怠った場合には次の措置が取られることがあります。 ・振込みが止められ奨学金が「廃止」となります。 ・機構より、その時点までに振り込まれた奨学金を一括で返還するよう請求されます。
毎年12月～1月	4, 次年度への継続手続き 詳細はP. 9 本奨学金は、年1回（12月～1月にかけて）、継続の手続きを行う必要があります。（手続き方法、日程等は12月にTIPSで連絡します。） 【注意】 ▼ 手続きを行えば必ず継続されるわけではありません。人物・学業・経済状況などを総合的に審査し、学業不振者・素行不良者には、「警告」「停止」「廃止」の措置が取られます。 ▼ 手続きを怠った場合、奨学金が「廃止」となります。 当該年度3月までで奨学金の貸与が終了となり、返還手続きが求められる場合があります。
貸与終了時	5, 返還用口座の設定 詳細はP. 11 貸与終了する学生に、返還に関する書類を配付します。今までの貸与総額や返還計画などが記載された「<u>貸与奨学金返還確認票</u>」及び「<u>口座振替（リレー口座）加入申込書</u>」をお渡しします。 この用紙に必要事項を記入の上、金融機関窓口にて返還していく口座（リレー口座）を設定します。（満期で貸与終了する学生には、4年次生の秋に配布） 【注意】リレー口座を設定しないと返還の延滞に繋がるため、貸与終了時は必ず設定すること。